

計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがい感を持って安心して暮らすためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

このため、新潟県においては、平成14年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、その後、平成18年に、この条例の基本理念に基づき「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」（以下「前計画」という。）を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

このたび、前計画の計画期間が終了したことから、新潟県における男女共同参画社会の更なる発展・充実を目指し、前計画の成果と課題を踏まえ、条例の基本理念にのっとり、第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

計画の性格

- ①男女共同参画社会基本法に基づく「新潟県男女共同参画計画」です。
- ②新潟県「夢おこし」政策プランやその他の県の計画と整合性を持った計画です。
- ③男女平等社会の実現に向け、施策の基本方向と内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画であり、市町村、事業者、県民それぞれが自らの問題として考え行動するための指針となる計画です。

基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、以下のとおりとします。

- ①男女の人権の尊重
- ②男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- ③政策・方針の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活とその他の活動の両立
- ⑤生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥国際社会の動きとの協調

計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組むという趣旨です。

計画期間

平成25年度から平成28年度までの4年間です。